

四	三	二	一	行	成	省				
發	用振	の法	發号	名	平	條	十	令	國	財
行	等替	條律	行	稱	成	件	六	第	債	務
方	法	項及	の	及	十	等	年	三	の	省
法	の	び根	び	年次	六	を	十	十	發	告
	適	そ拠	記	号行	の	月	の	一	示	第

利付債券（二年）へ第百二和一昭和五十七年大蔵省令（昭和五十七年三月九日）告示する。本件は、昭和五十七年三月九日付の「昭和五十七年三月九日告示する。」とある。

五

八 口 イ

方 募

六

イ

発

入 価	行 争	非 者	特 国	札 非	入 価	法 入
札 格 行	入 価	・ 別 債	發 競	札 格	決	
發 競	札 格	第 參 市	行 争	發 競	定	
行 争 額	發 競	加 場	入	行 争		の

百に規百はづ会六額發第う億額
四つ定四、き計十面行十ち円面
十いに十額發法五金し一、金
二て基万面行第万額た条財
億はづ円金し五円で利第政
九、き、額た条、三付一融
千額發同で利第国千国項資
六面行法七付一債四債の資
百金し第千国項整百に規金
九額た五六債の理億つ定特
十で利条百に規基九いに別
五百付ノ二つ定金千て基会
万千国二億いに特三はづ計
円八債の九て基別百、き法

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
應額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。應のう
を囲別募應ち
割内參額募應
りに加を額募
當お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申應りりい

發別に第へと大後
行參よ以に臣に
「加る非下應が行
と者發価「募各
い・行格國限國れ
う第へ競債度債る
。」以爭市市入
非下入場場札特
価「札特で
格國「別定別あ
競債とい参つ
争市う加る加て
入場う者も者財
札特「のご務

十 口 イ ー 発	九 振 額 最 替 額 単 位 金 十 七 面 錢 金 額 以 百 円 に つ き 九 れ 九 十 九 円 九	八 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 札 格 金 行 爭 發 競 札 格 金 行 爭 發 競 加 場 入 行 爭 額	八 付 ノ 國 四 付 ノ 國 二 國 二 債 十 國 二 債 億 債 の 整 億 債 の 整 圓 規 理 八 規 理 千 定 基 千 定 基 四 い に 金 四 い に 金 百 特 百 特 、 づ 別 万 、 づ 別 額 き 會 圓 額 き 會 面 發 計 面 發 計 金 行 法 金 行 法 額 し 第 額 し 第 六 利 條 百 利 條		
場 び 札 非 特 國 發 競 別 債 行 爭 參 市 及 入	入 価 發 札 格 行 行 發 競 價 行 爭 格 日	低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 金 行 爭 發 競 札 格 金 行 爭 發 競 加 場 入 行 爭 額	六 八 百 三 一 十 百 四 十 兆 一 円 十 一 六 億 億 万 千 九 七 円 八 千 百 八 九 四 百 七 十 四 十 万 七 三 万 千 四 六 千 百	行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 金 行 爭 發 競 札 格 金 行 爭 發 競 加 場 入	札 非 發 競 行 爭 入
十 額 格 十 額 七 面 七 面 錢 金 錢 金 額 以 額 百 上 百 円 の 円 に そ に つ れ つ き ぞ ぞ 九 れ 九 十 の 十 九 応 九 募 円 九	十 額 格 十 額 七 面 成 る の 記 替 十 。 整 載 法 六 数 又 の 百 年 倍 は 規 十 の 記 定 一 金 錄 に 月 額 は よ 二 に 、 る 十 よ 最 振 二 る 低 替 日 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	五 万 円 億 億 万 千 九 千 八 百 十 四 万 円 万 四 千	六 八 百 三 一 十 百 四 十 兆 一 円 十 一 六 億 億 万 千 九 七 円 八 千 百 八 九 四 百 七 十 四 十 万 七 三 万 千 四 六 千 百	十 付 ノ 國 四 付 ノ 國 二 國 二 債 十 國 二 債 億 債 の 整 億 債 の 整 圓 規 理 八 規 理 千 定 基 千 定 基 四 い に 金 四 い に 金 百 特 百 特 、 づ 別 万 、 づ 別 額 き 會 圓 額 き 會 面 發 計 面 發 計 金 行 法 金 行 法 額 し 第 額 し 第 六 利 條 百 利 條	十 付 ノ 國 四 付 ノ 國 二 國 二 債 十 國 二 債 億 債 の 整 億 債 の 整 圓 規 理 八 規 理 千 定 基 千 定 基 四 い に 金 四 い に 金 百 特 百 特 、 づ 別 万 、 づ 別 額 き 會 圓 額 き 會 面 發 計 面 發 計 金 行 法 金 行 法 額 し 第 額 し 第 六 利 條 百 利 條

十四

初期利子

と平す税は算る者國十たて記の係(二)
し成るの外出場が債を金は載とる
'十ニ税国し合非を乗額前記又し所
次七と率法たに居発じか記はて得
の年がを入金は住行たら記振税に
算五で乗が額前記者時金当の
式月きじ適に記又に額該算さ口源
に二るた用當(一)はおへ金式れ座泉
よ十。金を該の外いた額に簿徵、
り日額受非算国てだによも中収そ
算を(一)け居式法取し百りののさの
出支をる住に入得、分算に口れ利
し払控所者よです當の出つ座る子
た期除得又りある該ニしいにもに

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

十一
三二

の経利発競 加
払過 行争非者
込利 入価・
み子 率 札格第

(一) 年

け非と行受競市む十式は ○
て価国分け争場も号に、募。
算格債また入特のによ払い一
出競市た者札別と規り込決パ
す争場ははの参す定算金定一
る入特非、募加るす出額のセ
も札別競価入者。るしに通ント
の発參争格決・た期た加知
と行加入競定第だ日金えを
す分者札争のしに額、受
ると、発入通非、払を次け
。を第行札知価国い第のた
分 分発を格債込二算者

二十九十八十六十五

払者入払元償償後第
込札場利還還の二
期參所金金期利期
日加支額限予以

平成財務日額平るい日毎
十六大臣本面成利てを年
から銀行額十子、支五
年十一月から百年支の期二
月二十日通知をつ月に一
月二十二日を受けた者う以し日
に二月三十日と各び
円百十円日間に一月
に期月間払一月に期月
属に二十日

す次そが金
る号の銀額
期及翌行を
日び営休支
に第業業払
つ十日日う
い六にに。
て号支当た
同に払ただ
じおうるし
いへと、
て以き支
規下は払
定、期

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$